

第25期宝塚市農業委員会

令和5年第5回議事録

(2023年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和5年11月20日

(2023年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和5年第5回議事録

1. 日 時 令和5年(2023年)11月20日(月)14時00分～15時00分

2. 場 所 3-3会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

1番上田健

9. 事務局

事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡村美佑

10. 議 題

- 1 議案第10号 非農地証明願の件
- 2 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件
- 1 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
- 2 報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
- 3 報告第16号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件
- 4 報告第17号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件

令和5年第5回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和5年11月20日

開会 午後2時00分

○林会長 第25期宝塚市農業委員会令和5年第5回総会を開催いたします。本日は上田推進委員が欠席ですが、会議に必要な過半数は出席しておりますので、第5回総会は成立しています。本日の議事録署名議員は、10番の金岡委員、11番の西田委員にお願いします。事務局長から諸般の報告をお願いします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 何か意見、質問等がありますか。無いようですので、議案審議に移ります。議案第10号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第10号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので御審議願います。願出人は(住所)、(氏名)さんほか1名。該当地は末成町(地番)、地目は田、地積は806㎡、所有者は(住所)、(氏名)さん、持分2分の1。(氏名)さん、持分2分の1。農地でなくなった時期と状況は昭和52年頃に宅地と駐車場として利用しています。証明を必要とする理由は地目変更登記のためです。

○林会長 確認委員の意見を伺います。平塚委員。

○平塚委員 昭和52年の46年前から宅地になり、経緯は正直よく分からず、立ち退きの際にあっせんされた土地ということしか分からない状態です。昭和52年頃に建てたという証明は取れています。

○林会長 何か意見、質問等がありますか。特にないようですので採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので証明することといたします。議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

申請人、譲受人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん。該当地は長尾町(地番)、地目は田、地積は154㎡、権利の種類は所有権です。調査書の説明をいたします。全部効率利用について、譲受人は農地所有はしていないが、既に申請農地を営農しており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。2項2号農地所有適格法人以外の法人につきましては、該当ございません。2項3号信託も該当ございません。2項4号農作業常時従事について、譲受人は高齢ですが家族経営ということで息子さんが100日間、本人は50日間従事するという申請を受けております。2項5号につきましては該当ございません。2項6号地域調和

につきましては、申請地は譲受人が既に営農している。譲受人は本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。なお11月8日事務局2名、農業委員会会長、農業委員3名、推進委員1名が譲受人立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。

○林会長 確認委員の意見を伺います。金岡委員。

○金岡委員 該当地ですが、面積的には小さいですが、続けていくということで周辺の反対意見もなかったので大丈夫だと思います。

○林会長 何か意見、質問等ありますか。

○小中委員 確認ですが、相当期間この状態があったんですかね。

○金岡委員 そうですね、息子さんも農業してなかったもので、そこに農地があるということが全く分かってなかったみたいです。

○林会長 ほかに何か質問等ありますか。特にないようですので採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので許可することといたします。続いて、報告事項に移ります。報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、届出者は(住所)、(氏名)さん。該当地は小林(地番)、地目は田、地積は488㎡、転用目的は長屋住宅。造成期間は未定、建設期間は令和5年11月10日から140日間です。

2件目、届出者は(住所)、(氏名)さん、持分1,000分の942。(住所)、(氏名)さん、持分は1,000分の58。該当地は安倉中(地番)、(地番)、地目は両方田、地積はそれぞれ573㎡、193㎡、転用目的は駐車場と資材置場。造成期間は令和5年11月15日から30日間です。

3件目、届出者は(住所)、(氏名)さん、持分2分の1。(住所)、(氏名)さん、持分2分の1。該当地は中筋(地番)、地目は田、地積は498㎡、転用目的は駐車場。造成期間は令和5年12月1日から10日間です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、平塚委員。

○平塚委員 現地調査したところ、もう既に周りは住宅になっておりまして、問題ないかとは思いますが。

○林会長 2件目、田中委員。

○田中委員 特に問題はなかったと思います。

○林会長 3件目、今里委員。

○今里委員 区画整理されていまして、隣地の同意も水利の同意もそろっていますので問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何か意見、質問等がありますか。特にないようですので続いて、報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件、別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、譲受人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん。該当地は山本中(地番)、(地番)、地目は両方畑、地積は329㎡、転用目的は戸建て住宅。造成期間は令和5年12月15日から5か月間、建設期間が令和6年5月15日から3か月間、権利の種類は所有権です。

2件目、譲受人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん。該当地は口谷西(地番)、(地番)、口谷西(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)。地目は畑、地積は3,719㎡、転用目的は宅地の造成と戸建住宅、道路、ごみ置場。造成期間は令和6年1月から12か月間、建設期間は令和7年1月から12か月間、権利の種類は所有権です。

3件目、譲受人は2件目と同様、譲渡人は(住所)、(氏名)さん。該当地は口谷西(地番)、地目は畑、地積は105㎡、以下2件目と同様。

4件目、譲受人は2件目と同様、譲渡人は(住所)、(氏名)さん、該当地は口谷西(地番)、(地番)、地目は畑。地積は539㎡、以下2件目と同様。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、金岡委員。

○金岡委員 昔は家が建っていたということで、近所の方からも意見はありませんでしたので、問題はないと思います。

○林会長 2、3、4件目。阪上照一委員。

○阪上委員 非常に面積は広いですが、今回のこの計画の中で道路計画、そして雨水・排水のほうの問題も全て何回も話を重ねまして、一応同意に至ったということで特に問題はなかったと思います。

○林会長 この4件につきまして農業委員、推進委員で何か意見、質問はありますか。特にないようですので、続いて報告第16号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第16号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

1件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年10月14日から令和5年10月5日、耕作面積は1,633㎡、該当地は下佐曾利(地番)、(地番)、(地番)、大原野(地番)、中筋(地番)、地目はすべて田、証明名年月日は令和5年10月5日。

2件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年10月15日から令和5年10月5日、耕作面積は733㎡、該当地は安倉中(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、地目はすべて田、証明年月日は令和5年10月5日。

3件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年10月20日から令和5年10月11日、耕作面積は788㎡、該当地が口谷東(地番)、(地番)、地目は両方畑、証明年月日は令和5年10月11日。

4件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年10月14日から令和5年10月11日、耕作面積は3,574㎡、該当地は山本東(地番)、(地番)、山本南(地番)、(地番)、(地番)、山本南(地番)、(地番)、山本丸橋(地番)、(地番)、地目はすべて田、証明年月日が令和5年10月11日。

5件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年10月14日から令和5年10月11日、耕作面積は1,395.97㎡、該当地が口谷西(地番)、口谷東(地番)、地目は両方畑、証明年月日は令和5年10月11日。

6件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年10月14日から令和5年10月11日、耕作面積は1,507㎡、該当地は中筋(地番)、地目は田、証明年月日は令和5年10月11日。

7件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年10月14日から令和5年10月19日、耕作面積は1,131㎡、該当地は山本東(地番)、(地番)、(地番)、地目は全て田、証明年月日は令和5年10月19日。

8件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年10月14日から令和5年10月23日、耕作面積は5,214㎡、該当地は山本中(地番)、(地番)、(地番)、3件とも地目は畑、山本中(地番)、(地番)、(地番)、3件とも地目は田、山本南(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、7件とも地目は田、山本台(地番)、地目は畑、証明年月日は令和5年10月23日。

○林会長 農業委員、推進委員で何か意見、質問はありますか。

○小中委員 確認ですが、5件目について持分2分の1と書いていますね。これはもう1人、2分の1の権利者は別にいるのでしょうか。同時に申請出さなくてもいいのでしょうか。

○事務局 例えば、もともと2分の1ずつ持っていたとして、片方の2分の1の方が亡くなったとき1分の1になる場合があります。その場合はまた別で、2分の1ずつ2回来る可能性もあります。そのように、何回も来るパターンはございます。

○小中委員 たまたま権利が2分の1になっていて、猶予する上で相続開始の関係がずれていくから、そのたびごとにする必要があるということですね。

○事務局 そうですね。

○小中委員 分かりました。

○林会長 ほかに何か質問はありますか。特にないようですので、報告第17号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第17号 相続税の納税猶予に関する引き続き認定都市農地貸付を行っている旨の証明の件、別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営は引き続き行っていることを証明したので報告します。申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年12月28日から令和5年10月11日。耕作面積は412㎡、該当地は山本南(地番)の1筆、証明年月日が令和5年10月11日。

○林会長 農業委員、推進委員で何か意見、質問はありますか。

○今里委員 この方、報告第16号の4件目で出てきていますよね。

○事務局 そうです。

○今里委員 それとはどういった違いがありますか？

○事務局 報告第16号は納税猶予に関する農業経営の証明で、報告第17号は市民農園に関して都市農地貸借法という方法で行っているため、そちらを証明しており、2つとも証明書を発行しております。

○林会長 よろしいですか。

○今里委員 はい。

○林会長 ほかに意見等ありませんか。以上で本日の議案2件、報告4件について審議等は終了させていただきます。これを持ちまして、令和5年第5回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番(会長) 林 五郎

10番 金岡 昭弘

11番 西田 勝